I 道州制検討の前提

- まず、現行の都道府県制度の下で、第二期地方分権改革を推進し、国から地方への権限や税財源の移譲等が図られるべきである。
- 道州制の検討に先だって、現行の都道府県制度の問題点等、現状分析を十分に行うべきである。

Ⅱ 道州制一般

- 1 道州制検討に当たっての課題
- 道州は「広域自治体」として位置づけられるべきであり、道州制の導入は、地方自治体 の再編成だけではなく、国のあり方を根本的に見直すものである。
- 道州制検討の進め方として、① 地方と十分協議をしながら検討すること、② 積極的な情報提供を行い、国民的な議論を行うことに留意すべきである。
- 道州制の検討に当たっては、①まず中央省庁の再編・縮小、国会のあり方等、国の組織・機構について検討する、②「自治体」としての道州制の制度設計、特に住民自治を重視する、③より具体的なビジョンの提示や、メリットを最大化しデメリットを最小化するような制度設計を行う、④新たな集中や格差が生じないようにする、⑤少子高齢化、人口減少など将来の変化の潮流を見据えた制度設計を行う、等が課題となる。
- 2 道州制の目的・意義
- 道州制導入の目的・意義は、① 地方分権型行政システムへの転換、② 行政のスリム 化・スピード化、③ 地域経済の活性化、等にある。
- 道州制の具体的なビジョンに基づき、生活者の視点に立ったメリット・デメリットを住民に提示する必要がある。
- 3 道州における自治体構造
- 行政効率化の観点からは、道州と基礎自治体の二層制となるが、都道府県の扱い、 及び民意反映のあり方について、十分検討する必要がある。
- 道州は広域行政単位としての役割を担うが、それに相応しい仕組みや適正な規模に ついて検討する必要がある。
- 基礎自治体は住民生活に密着した役割を担うが、それに相応しい規模や住民との関係などについて検討する必要がある。
- 4 国・道州・基礎自治体の役割分担・権限移譲
- 国は外交、防衛等国が本来的に果たすべき役割に専念し、道州は産業振興など広域 性、高度な専門性を有する事務と域内調整の役割を担い、住民生活に密着した事務 は基礎自治体が行う。
- 二重行政の解消、できるだけ住民に近いところで行政が行われることの重要性等の 観点から、現在都道府県が実施している事務は大幅に基礎自治体に移譲し、自治体 と住民の距離が現行制度より近くなるような制度設計を行う必要がある。
- 5 道州制における税財政制度
- 道州が原則的に財政的な自立(自律)が可能となるよう自主財源である地方税の充実を図ることがまず重要であるが、受益と負担の関係を明確にすることにより、住民が行政サービスに対するコスト意識を持ちやすい仕組みにする必要がある。
- 各道州間や道州内基礎自治体間における財政格差を是正するため、適切な財政調整制度(例えば「地方共有税」の導入など)を検討する必要がある。

6 住民への移行の際の留意点

○ 道州制への移行に当たっては、国・都道府県・市町村間の協議のみならず、住民、関係団体の意見を十分反映することも必要である。

7 道州の区域

- 道州の区割は国が一方的に決めるのではなく、地方自治体・住民と十分協議して決定すべきである。
- 州都の位置については、関係自治体において諸般の条件を十分勘案し、協議の上、条例により自主的に定めるべきである。

皿 道州の統治機構

1 道州の統治機構

- 道州における統治機構の選択肢としては、現行の地方自治制度を踏まえれば二元代表制が考えられる。その際、議会の権限の強化を図るべきである。
- 統治機構のもうひとつの選択肢としては、議院内閣制の導入が考えられる。

2 道州議会の権限

- 広範な権限を有する首長と適正な均衡と抑制関係を保つとともに、広域における多様な住民意思を反映しながら政策的なリードを行えるように、政策立案機能・監視機能・住民代表機能等の充実強化が必要である。さらに、それに相応しい議員の活動基盤を整備する必要がある。
- 道州における立法権(条例制定権)については、国はナショナルミニマムを確保するという観点から最低限の基準を示すことにするなど最小限の基本的事項を規定するに留め、道州の自立的立法権の拡大を図る必要がある

3 道州議会の構成

○ 道州議会の議員定数・組織については、道州の条例で定めることができることとすべきである。

4 道州議会の選挙制度

○ 選挙制度の選択肢としては、① 政党本位の選挙制度である比例代表制、② 地域代表としての性格が強い小選挙区制、中・大選挙区制、③ 比例代表制と選挙区制の混合、が考えられる。

5 道州の行政組織

○ 行政組織について道州が条例により自主的に決定できるようにすべきである。

道州制に対する考え方〈論点整理〉と 今後の検討課題について

平成 20 年 2 月

全国都道府県議会議長会道州制検討会

人

[la	まじめに】	1	頁
I	道州制検討の前提	3	頁
п	道州制一般		
1	道州制検討に当たっての課題	6	頁
2	2 道州制の目的・意義	9	頁
3	B 道州における自治体構造	13	頁
4	Ⅰ 国・道州・基礎自治体の役割分担・権限移譲	16	頁
5	5 道州制における税財政制度	18	頁
6	6 道州制への移行の際の留意点	20	頁
7	/ 道州の区域	21	頁
Ш	道州の統治機構		
	1 道州の統治機構	22	頁
2		26	頁
3		28	頁
4		29	頁
5		31	
	, <u> </u>		
[ŧ	sわりに 】	32	頁
뭐		33	百

【はじめに】

(1) 道州制をめぐる議論の状況

道州制については、経済界を始めとして従来から様々な提言がなされており、古くて新しい論議と言えるが、最近においては、政治の舞台で道州制が本格的に、かつ急ピッチで議論されるようになってきた。その背景としては、地方分権が叫ばれている中で中央集権型行政システムの見直しの必要性が唱えられていること、また市町村合併の進展に伴い、都道府県の役割・存在を見直す必要性が唱えられていること、さらに、国・地方が抱える莫大な長期債務解消のため、道州制を導入することにより国、地方を通じた効率的な行政システムを実現する必要性が唱えられていること、などが挙げられる。

政府は平成 19 年 1 月に道州制担当大臣の下に道州制ビジョン懇談会を設置し、3 年後を目途に道州制のビジョンを明確にするとしている。自由民主党の道州制調査会は平成 19 年 6 月に第 2 次中間報告をまとめ、10 年後に道州制に移行するとしたが、その後調査会を発展的に解消し、総裁直属の道州制推進本部に格上げして議論を再開することとしている。また、民主党は、憲法改正案「憲法提言中間報告」の中で、「都道府県を広域的に再編して道州を設け」るとしており、公明党は、参議院選挙の際のマニフェストにおいて、道州制への移行を積極的に推進するとしているなど、政党においても地方分権改革の一環として道州制の実現を提唱している。

さらに、福田内閣総理大臣も所信表明演説(平成 19 年 10 月 1 日)において、「地方分権の総仕上げである道州制の実現に向け、検討を加速する」と述べている。

しかしながら、一方では、このような動きにも関わらず、道州制に対する国民の意識が高まっているとは言えない状況にある。そもそもなぜ長年親しんだ都道府県を廃止して道州に移行しなくてはならないのか、現行の都道府県制度にどのような問題点があるのか、道州制が住民生活にどのような影響を与えるのかなど、道州制の必要性やメリット・デメリットについて国民的議論がなされるには至っていない。

(2) 本会が道州制について議論を行う必要性

道州制論議においては、現在の都道府県を廃止し、道州と基礎自治体の二層制とする主張が主流を占めており、都道府県議会は正に当事者の立場にある。各都道府県議会における道州制をめぐる論議は様々であるが、都道府県の廃止を含む道州制の方向が国の政治主導で一方的に決まり、その結果が押し付けられるようなことがあってはならず、当事者として道州制に関する議論を真摯に行い、一定の認識を共有するとともに、場合によっては外部に発信していく必要があると考える。また、今後、関係方面から意見を求められることも想定され、これに適切に対応していく必要がある。

なお、全国知事会においては、正に当事者として検討を開始し、平成 19 年 1 月 18 日に「道州制に関する基本的考え方」をまとめ、その後も検討を続けている。

道州制については、未だ国民の関心も薄く、統一的なイメージが共有されているとは言い得ない状況であり、導入の是非についても意見が分かれるところである。しかしながら、本会として、上述したような道州制をめぐる政治的な議論へ対応する必要性から、道州制の問題点や制度設計に当たって考慮すべき事項を明らかにするため、まず事務局レベルで参与県を中心とする「道州制検討会」を設置し、検討を開始することとした。検討会では、平成19年3月から既に4回にわたり議論を行い、有識者から意見を聴取するとともに、各都道府県議会事務局から出された積極的な意見を基に、道州制の論点等の分析・検討を行ってきた。今回、その検討経過を論点に即して整理し、中間報告としてまとめることとしたものである。

今後、各都道府県議会における道州制に関する議論の参考になれば幸いである。

I 道州制検討の前提

- 〇 まず、現行の都道府県制度の下で、第二期地方分権改革を推進し、国から地方への権限や税財源の移譲等が図られるべきである。
- 道州制の検討に先だって、現行の都道府県制度の問題点等、現状分析 を十分に行うべきである。

(1) 第二期地方分権改革の推進(道州制を検討する前に)

道州制の導入を目指して、政府、政党において積極的な議論が行われているが、その実現には長い年月と多大なエネルギーが必要となる。福田内閣総理大臣が、「地方分権の総仕上げである道州制の実現に向け検討を加速する」としているのを始めとして、道州制が地方分権の最終形とする主張も多く見かけられるが、道州制導入のいかんに関わらず、まず、現在の都道府県という仕組みにおいて、国からの権限や税財源の移譲等を図り、地方分権を進めることが必要である。

現在、国の地方分権改革推進委員会は、「地方が主役の国づくり」を掲げて、新分権一括法の制定に向けて、①国と地方の役割分担の徹底した見直し、②分権にかなった地方税財政制度の整備、③地方分権改革の推進に応じた行政体制の整備及び確立方策等について議論を行っている。

本会を始めとする地方六団体は、地方分権を推進するため、① 地方税源の充実と偏在 是正、② 国と地方の役割分担の見直し、③ 国と地方の二重行政の解消、国による過剰関 与、義務付け、枠付けの廃止・縮小等による行政の簡素化、④ 自治体の自立(自律)と連帯 を進める「地方共有税」の導入、⑤政府と地方の代表者等が協議を行う「(仮)地方行財政 会議」の法律による設置等を提唱し、運動を展開しているところである。

今後このような方向で分権型社会を構築し、地方自治の確立を図る必要がある。

(2) 都道府県制度の検証の必要性

明治以来120年余が経過した都道府県制度は、平成12年に施行された地方分権一括法による機関委任事務の廃止で国による行政統制から解放され、広域自治体本来の可能性を追求・展開できるようになった。さらに、機関委任事務に対する議会の関与は制限されてきたが、そのような制限が撤廃されたことにより、都道府県議会は住民代表機関としての本来の姿を取り戻したと言える。

都道府県制度は、国民生活の中に定着しており、市町村合併が進展し、基礎自治体の 行政能力が増強されても、都道府県の有する広域調整機能や市町村の補完機能は依然と して求められている。他方で、国と地方の役割分担に応じた分権時代の行政システムの一 環として、新たな都道府県のあり方を検討することも必要である。

そこで、道州制検討の前提として、現在の都道府県制度が果たしている役割、問題点や 課題とそれらへの対応などについて、十分な調査・分析が行われる必要がある。その分析 に立ったうえで、道州制を始めとする広域行政体制のあり方について検討すべきである。

また、道州制の検討に当たっては、基礎的自治体との関係が重要な課題となるので、これまでに進められて来た市町村合併の検証を十分行うことも必要である。

以下、道州制をめぐる主要な論点についてこれまでの検討に即して整理している。このうち、 道州の統治機構については、議会(団体)として関心が強く、また、今後関係方面から意見を求め られることも考えられるので、章を分けて整理している。

(今後の検討課題)

1. 道州制検討の前提として、現在の都道府県制度が果たしている役割、問題点や課題とそれらへの対応などについて、十分な調査・分析が行われる必要がある。その分析に立ったうえで、道州制を始めとする広域行政体制のあり方について検討すべきである。

- 2. 行政単位として都道府県は「小さい」という指摘がなされているところであるが、諸外国との比較等によって都道府県の広域自治体としての特性について検討する必要がある。
- 3. 道州制の検討に当たっては、基礎自治体との関係が重要な課題となるので、これまでに進められて来た市町村合併の検証を十分行うことも必要である。
- 4. 道州制検討の前提として、わが国国土の均衡ある発展をいかに図るか、限界集落や中山間地域など条件不利地域を将来的にどのように維持するのか、国土の保全は誰が行うのか、空気と水は誰が守るのか、大都市問題にどのように対処するのか、将来的に基礎自治体の規模と数をどうするのか、という根本的議論を徹底して行うべきである。

Ⅱ 道州制一般

1 道州制検討に当たっての課題

- 道州は「広域自治体」として位置づけられるべきであり、道州制の導入は、地方自治体の再編成だけではなく、国のあり方を根本的に見直 すものである。
- 道州制検討の進め方として、① 地方と十分協議をしながら検討する こと、② 積極的な情報提供を行い、国民的な議論を行うことに留意 すべきである。
- 道州制の検討に当たっては、① まず中央省庁の再編・縮小、国会のあり方等、国の組織・機構について検討する、② 「自治体」としての道州制の制度設計、特に住民自治を重視する、③ より具体的なビジョンの提示や、メリットを最大化しデメリットを最小化するような制度設計を行う、④ 新たな集中や格差が生じないようにする、⑤少子高齢化、人口減少など将来の変化の潮流を見据えた制度設計を行う、等が課題となる。

(1) 道州制のイメージ

道州制については、様々な提案が行われており共通した定義はないが、広い意味で「現行都道府県制度よりも原則的には広域的な区域に設置されるもので、連邦制を構成するような州としての性格は持たないが、何らかの自治体の性格を持つ自治体制度を指す」」と言うことができる。

この中間報告では、次のような制度を想定している。

- ① 道州は、国の権限の受け皿になることによって国の機関、または国と地方自治体の中間的な機関となるのではなく、「広域自治体」として位置づけること。
- ② 道州制の導入は、地方自治体の再編成だけではなく、国のあり方を根本的に見直す

¹ 金井利之 東京大学法学部教授による定義

ものであること。

(2) 道州制検討の進め方

道州制について検討するに当たっては、次の点に留意すべきである。

- ① 道州制は、国と地方双方の政府形態のあり方に関わるものであることから、国が一方的に制度設計を行うのではなく、地方と十分協議をしながら検討すること。
- ② 住民代表機関である議会において十分議論することが必要であることは言うまでもないが、併せて国民・住民に対し積極的な情報提供を行い、国民的な議論を行うこと。

(3) 道州制の検討に当たっての課題

道州制について検討するに当たっては、次のような課題がある。

- ① まず、国のあり方を見直すことにより、中央省庁の再編・縮小など国の組織・機構の 姿について検討すべきである。併せて国のあり方に相応しい国会の機能・組織(定 数、二院制のあり方、選挙制度等)も検討対象とされるべきである。
- ② 道州を憲法上の「地方公共団体」²とするためには、団体自治、住民自治の仕組みを有することが必要であり、特に住民自治の観点からは、住民の共同体意識や住民の声が十分反映される制度設計に留意すべきである。道州制は地方分権推進のためのひとつの選択肢であり、住民福祉の推進につながるようなものでなければならない。

² 最高裁(大法廷)昭和38年3月27日判決

憲法上の「地方公共団体といい得るためには、単に法律で地方公共団体として取り扱われているということだけでは足らず、事実上住民が経済的文化的に密接な共同生活を営み、共同体意識をもっているという社会的基盤が存在し、沿革的にみても、また現実の行政の上においても、相当程度の自主立法権、自主行政権、自主財政権等地方自治の基本的権能を附与された地域団体であることを必要とする」。

- ③ 道州制の導入に対しては、自治体と住民の距離が開き住民の声が反映しにくくなるのではないか、新たな地域間格差、一極集中が発生するのではないか、都道府県を廃止することにより地域のアイデンティティーがなくなるのではないか、などの懸念も表明されているところであり、より具体的なビジョンの提示や、メリットを最大化しデメリットを最小化するような制度設計を行うべきである。
- ④ 道州制検討の際には、現在の社会状況・経済情勢だけではなく、少子高齢化、人口減少、グローバリゼーションの一層の進展など将来の変化の潮流を見据えた制度を設計すべきである。

- 1. 国から大幅な事務が移譲されたものの、その企画立案権は依然として国にあり、また、地方が担 う事務について、国の義務付け・枠付け等の過剰な関与が残り、道州が事実上、国の出先機関化 するようなことがないような制度設計を検討すべきである。
- 2. 道州の自治体としての性格づけについては、地方公共団体としての要件として「事実上住民が経済的文化的に密接な共同生活を営み、共同体意識をもつているという社会的基盤が存在」することを求める最高裁判決(大法廷昭和38年3月27日)もあることから、憲法上の位置づけが必要ではないか、検討する必要がある。
- 3. 道州内・道州間における新たな格差が生じないよう制度設計と道州の自立的(自律的)な経済発展 や自由な施策の追及との整合性について検討を行う必要がある。

2 道州制の目的・意義

- 道州制導入の目的・意義は、① 地方分権型行政システムへの転換、 ② 行政のスリム化・スピード化、③ 地域経済の活性化、等にある。
- 道州制の具体的なビジョンに基づき、生活者の視点に立ったメリット・デメリットを住民に提示する必要がある。

道州制導入の目的・意義は、一般的に次のように主張されている。

(1) 地方分権型行政システムへの転換

道州制は、国と地方の役割分担を見直すことにより、肥大化・硬直化した縦割りの「中央集権型行政システム」から、地方公共団体が自己決定と自己責任を基本とした住民本位の地域社会の実現を目指す「地方分権型行政システム」への転換を目的とするものでなければならない。その結果、道州は内政に関する権限を総体的に行使する「地方政府」(中央政府と対等・協力の関係にあり自治行政権のみならず自治財政権、自治立法権を有する完全自治体)となる。

(2) 行政のスリム化・スピード化

中央省庁の解体再編を含めて国家構造を抜本から変革することにより、国と地方との二重行政を解消し行政の効率化を図るとともに、人件費の削減や行政コストの大幅な縮減による行政のスリム化・スピード化が実現する。

(3) 地域経済の活性化

世界的な地域間競争が進むなか、自立性の高い広域的な地方政府である道州を創ることにより、地域の個性や資源を有効に活用し、自らの創意工夫のもとで活力を維持・向上させることが可能となり、その結果、地域経済の安定した成長を促し歳入増による財政力の強化につなげることができる。

道州制の目的・意義については、現行の都道府県制度の問題点等の分析の上に立って、今後さらなる検討が必要であり、道州制の具体的なビジョンに基づき、生活者の視点に立ったメリット・デメリットを住民に提示する必要がある。

(今後の検討課題)

- 1. 道州制の導入の意義は、行政側の論理から発想されるだけではなく、住民の福祉の向上に寄与することを最大目的とするという観点から、住民の視点も常に念頭に置いて検討する必要がある。
- 2. 道州制の目的・意義については、現行の都道府県制度の問題点等の分析の上に立って、今後さらなる検討が必要である。その際、道州制の具体的なビジョンに基づく生活者の視点に立ったメリット・デメリットを住民に提示する必要がある。

〈参考〉

【一般に唱えられている道州制導入の主なメリット・デメリット】 (各界の提言から引用)

(1) 道州制導入によるメリット (※ 地方分権改革のメリットとも重複している)

【地方分権の推進】

- 地方のことは地方に任せることで、国は本来の役割に専念できる。
- 法令の適用範囲を縮小し、条例で地域に即した基準等を設定することができる。(法 令面での地域主権)

【行財政の効率化】

- 人件費の削減や行政コストの大幅な縮減による行政のスリム化・スピード化が実現する。
- 国と地方の二重行政の弊害が是正され、広域行政が円滑になるため、国民負担が減 少する。

【地域経済の発展】

○ 各道州の工夫により自立的で多様性のある産業が発展することで、地域経済が発展 し、国全体の経済の強靭さが増す。

【自主的·自立(自律)的地域経営】

○ 市町村が行政サービスの中心的な役割を担うことにより住民サービスの向上や地域の活性化が実現する。

【広域行政の実現】

- 広域的課題(産業集積の形成、高度医療サービスの広域的な実施、河川流域の管理 の一元化、広域防災体制の構築、産業廃棄物対策、水の安定的供給等)への対応、 共通課題の解決に向けた共同での取り組みが可能となる。
- 海外に対して魅力のあるマーケットをアピールすることができ、国際交流が推進する。

【地域格差の是正】

- 広域化に対応した政策や事業の優先順位付けによる社会資本整備・経済基盤等にお ける地域格差が是正される。
- 各道州独自の文化や情報の発信が盛んになり、バラエティ豊かな国土づくりが可能 になる。

(2) 道州制導入によるデメリット

【自治体と住民との距離】

- 道州が都府県に比べて広域であることから住民との距離が開くことが懸念される。
- 市町村のさらなる合併促進や拡大が想定され、また自治体議員の定数も総数では削減されることが予想されるため、住民自治のあり方が問題になる。

【行政サービスの緻密さ】

- 小規模市町村の補完機能を果たす団体として大規模すぎるため、過疎等への対策が 行き届かなくなるおそれがある。
- きめ細かな行政サービスが期待できなくなるおそれがある。

【地域格差の拡大】

- 中心都市への一極集中が進むおそれがある。
- 道州間に地理的・自然的条件やインフラ整備の進捗・産業集積の状況等の格差が残るため、道州制導入後にも強い道州と弱い道州の格差が拡大するおそれがある。

【国との関係】

- 国の地方支分部局の全部ないし一部を吸収し、その機能も併せ持つため、従前の国 の事務も担当することとなり、機関委任事務の復活となりかねない。
- 道州や基礎自治体に権限等が移譲される中で、国が本来果たすべき責務(国民の生

活水準や教育水準の確保等)の担保が困難になるおそれがある。

【広域化の弊害】

- 地域の特色・アイデンティティーが失われ、画一化するおそれがある。
- 都道府県を廃止しても、当分の間は「道州」に都道府県単位の出先機関が設けられることがあり得るが、この場合、行政の効率化の観点から問題視される。

【民間部門への影響】

○ 行政区分と同様にして定められているさまざまな組織・イベント等の再編成が求められる(例:夏の高校野球大会等)。

3 道州における自治体構造

- 行政効率化の観点からは、道州と基礎自治体の二層制となるが、都道 府県の扱い、及び民意反映のあり方について、十分検討する必要があ る。
- 道州は広域行政単位としての役割を担うが、それに相応しい仕組みや 適正な規模について検討する必要がある。
- 基礎自治体は住民生活に密着した役割を担うが、それに相応しい規模 や住民との関係などについて検討する必要がある。

(1) 道州と基礎自治体の二層制

道州制導入の意義のひとつとしての行政の効率化の観点からは、道州の自治体構造は、 道州と基礎自治体の二層制となり、現行の都道府県は廃止される。都道府県廃止の検討に 当たっては、都道府県制度の120年間の歴史を踏まえ、その役割及び廃止後の都道府県 の区域の扱いについて十分検討する必要がある。

なお、現行の都道府県を機能は縮小しながら存置させるという三層制の考え方も一部に ある。

(2) 道州の位置づけ

道州は、国の内政に対する権限を原則的に引き継ぐとともに、広域行政単位として現在の都道府県が担っている広域調整機能、基礎自治体に関する連絡調整機能、補完機能を担うこととなるが、それらの機能が適正に果たされる仕組みの構築や、基礎自治体の補完機能との関係で、どれくらいの規模が適正か、などを検討することが必要である。

道州における住民自治の充実という観点からは、区域が広域になるほど、多様な民意の 代表機関である議会の役割が益々重要となるため、議会制度のあり方についても、十分な 検討を行う必要がある。

基礎自治体の補完等の観点から、道州の総合的な地方機関を設置することも考えられる

が、その際、地方機関への民意の反映にも配慮する必要がある。

(3) 基礎自治体の位置づけ

基礎自治体(道州制に相応しい規模を有する市町村を想定)は、都道府県の事務が大幅に移譲されるとすると、それに相応しい規模が必要となると考えられるが、道州制における基礎自治体のあり方についてさらなる検討が必要である。

なお、道州制においても、自治を支えるのは住民である。地域コミュニティの活動への支援、NPOとの連携などにより住民自治を充実し、道州制による広域化の方向と住民により密着化する方向とのバランスを図る必要がある。

さらに、道州における大都市制度についても、現在の政令指定都市等大都市制度の問題点を検証したうえで、さらなる二重行政を生まないよう行財政上の権限や行政区分について検討する必要がある。

- 1. 都道府県廃止の検討に当たっては、都道府県が120年間築いてきた役割及び都道府県の区域 の扱いについて十分検討する必要がある。
- 2. 道州は、国の内政に対する権限を原則的に引き継ぐとともに、広域行政単位として現在の都道府 県が担っている広域調整機能、基礎自治体に関する連絡調整機能、補完機能を担うこととなると 考えられるが、それらの機能が適正に果たされる仕組みの構築や、基礎自治体の補完機能との 関係で、どれくらいの規模が適正か、などを検討することが必要である。また、道州の新たな役割 についても検討することが必要である。
- 3. 道州の地方組織の役割は、県民の利便性・民主的統制の確保等の観点から府県が実施することが適当である事務の実施、市町村の補完・調整及び山村・離島地域などにおける行財政能力の低い自治体の事務代行などに特化すべきであると考えるが、行政の効率化に配慮しながら組織のあり方について、十分検討する必要がある。
- 4. 基礎自治体(道州制に相応しい規模を有する市町村を想定)は、都道府県の事務が大幅に移譲さ

れるとすると、それに相応しい規模が必要となると考えられるが、道州制における基礎自治体の あり方についてさらなる検討が必要である。

- 5. 道州における大都市制度についても、現在の政令指定都市等大都市制度の問題点を検証したう えで、さらなる二重行政を生まないよう行財政上の権限や行政区分について検討する必要があ る。
- 6. 住民自治充実の方策として、住民意思を道州の運営に反映させるため、例えば「住民表決(レファレンダム)」(議会が議決した条例案等に対して住民が意思を表明する制度)や「住民発案(イニシアチブ)」(住民が条例案等の議案を作成し議会に提案し審議に付する制度)などの制度を充実させるとともに、議会審議へ住民意思を反映させるため、議会が住民の意思を直接問う仕組みを活用する必要がある。
- 7. 地域コミュニティの回復、復権のためには、住民自ら地域のことを考え、実践、行動していく意識づけが不可欠である。そのためには、児童・生徒・学生等次世代を担う人々を中心としる自治意識の涵養等の有効な方策を検討する必要がある。

4 国・道州・基礎自治体の役割分担・権限移譲

- 国は外交、防衛等国が本来的に果たすべき役割に専念し、道州は産業振興など広域性、高度な専門性を有する事務と域内調整の役割を担い、 住民生活に密着した事務は基礎自治体が行う。
- 二重行政の解消、できるだけ住民に近いところで行政が行われること の重要性等の観点から、現在都道府県が実施している事務は大幅に基 礎自治体に移譲し、自治体と住民の距離が現行制度より近くなるよう な制度設計を行う必要がある。

(1) 国の役割

分権型社会の実現のためには、国と地方の役割分担を見直し、国が本来的に果たすべき役割を除き、内政に関する権限は原則として地方に移譲すべきである。そのためには、地方支分部局の廃止・縮小を含む中央省庁の大規模な再編が必要である。

国と地方自治体との役割分担を明確にしたうえで、内政に関する国(地方支分部局を含む)の権限は原則として道州を中心とした地方自治体に移譲し、国は本来果たすべき外交、防衛、安全保障、通貨、金融、司法、国籍、税関、旅券やナショナルミニマムの保障に関する事項などに専念できるようにする。

(2) 道州の役割

道州が担う役割を検討する前提としては、二重行政、関与行政を撤廃し、その結果、中央への依存体制から脱却することを目指して、まず国と地方の役割分担のあるべき姿を明らかにすることが必要であるが、想定される道州の役割としては、産業振興、社会資本整備、雇用対策、高等教育・研究開発など広域性、高度な専門性を有する事務を担うとともに、基礎自治体の補完事務などが挙げられる。

(3) 基礎自治体の役割

基礎自治体は、住民生活に関わる事務を行う役割を担う。二重行政の解消、できるだけ住民に近いところで住民に関わる行政が行われることの重要性等の観点から、現在都道府県が実施している事務は大幅に基礎自治体に移譲し、自治体と住民の距離が現行制度より近くなるような制度設計を行う必要がある。また、住民の利便性を向上させるため、基礎自治体で完結する「ワンストップサービス」の構築に極力努める必要がある。

国・道州・基礎自治体の役割分担は、道州制の制度設計の大前提となる問題であり、今後より詳細に検討される必要がある。

(今後の検討課題)

1. 道州をまたがる事項について協議する際に、国に依存するのではなく、道州会議等道州間で調整できる仕組みを検討する必要がある。

5 道州制における税財政制度

- 道州が原則的に財政的な自立(自律)が可能となるよう自主財源である地方税の充実を図ることがまず重要であるが、受益と負担の関係を明確にすることにより、住民が行政サービスに対するコスト意識を持ちやすい仕組みにする必要がある。
- 各道州間や道州内基礎自治体間における財政格差を是正するため、適切な財政調整制度(例えば「地方共有税」の導入など)を検討する必要がある。

(1) 道州における税財政制度

道州における税財政制度は、財政の分権を進めることにより、国と地方の役割分担に応じた自主性・自立性の高いものとする必要がある。そのためには、道州が原則的に財政的な自立(自律)が可能となるよう自主財源である地方税の充実を図ることがまず重要である。

地方税体系の構築に当たっては、偏在性の少ない安定した地方税体系の確立を目指すとともに、受益と負担の関係を明確にすることにより、住民が行政サービスに対するコスト意識を持ちやすい仕組みにする必要がある。

(2) 道州における財政調整制度

地方税財源を充実しても、各道州間や道州内基礎自治体間における財政格差は依然として残ることが予想されるため、適切な財政調整制度(例えば「地方共有税³」の導入など)を検討する必要がある。

財政調整は国が行うべきか、道州が行うべきか、また、財政調整を国が行うとした場合、 国は道州間の財政調整のみを行い基礎自治体については道州が行うのか、基礎自治体を 含め国が行うのかについても検討する必要がある。

³ 地方共有税:地方交付税が地方の固有財源であることを明確にするため、「地方交付税」を「地方共有税」に変更するよう地方六団体は要請している。法定率を見直し、国の一般会計を通さず、特別会計に直入して配分する仕組みとすることとしている。

- 1. 地方税体系の構築に当たっては、偏在性の少ない安定した地方税体系の確立を目指すとともに、 受益と負担の関係を明確にすることにより、住民が行政サービスに対するコスト意識を持ちやす い仕組みを検討する必要がある。
- 2. 道州制における財政調整制度については、現在の地方交付税制度等は地方団体間の財源の不 均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障するという性格を有 しているが、道州制により自立性が高まり独自のサービス提供を各道州が決定し、自主財源比率 も高まった場合に、財政調整制度の理念をどのように再定義するのかについても検討する必要が ある。

6 道州制への移行の際の留意点

○ 道州制への移行に当たっては、国・都道府県・市町村間の協議のみ ならず、住民、関係団体の意見を十分反映することも必要である。

〇 道州制移行に当たっての協議

道州制への移行に当たっては、国と都道府県と市町村という政府間の協議のみならず、 住民、関係団体の意見を十分反映することも必要である。

なお、道州制の移行については、全国で一斉に移行するか、体制の整った地域から順番 に移行することもあり得るのか検討する必要がある。

- 1. 道州制導入のプロセスを明確にするための検討を行う必要がある。(例えば、道州制導入については、現在の府県が主導することとし、府県は住民や市町村の意見を尊重しながら道州プランを作成、道州プランの住民理解・了解を経たうえで、府県の意向を国が認める、など。)
- 2. 地方支分部局の職員を始めとした道州、基礎自治体の公務員の身分替えに伴う処遇や組織のあり方、道州制の理念に相応しい新たな公務員制度等について、行政のスリム化を念頭に置いて 検討する必要がある。
- 3. 道州制への移行に伴い行政システムの変更や公務員の身分替えなど莫大な事務とコストが発生するので、まず広域連合などで広域連携の実績を積み上げた上で、段階的に道州制に移行する方策も考えられる。ただし、国の形そのものを変えようという道州制の理念と現行制度を適用する広域連合との整合性について検討する必要がある。また、段階的移行は地方の税財政制度、特に財政調整制度を複雑にする可能性があることに留意すべきである。
- 4. 移行の過程における地方議会の関わり・役割についても検討すべきである。

7 道州の区域

- 道州の区割は国が一方的に決めるのではなく、地方自治体・住民と 十分協議して決定すべきである。
- 州都の位置については、関係自治体において諸般の条件を十分勘案 し、協議の上、条例により自主的に定めるべきである。

(1) 道州の区域の決定方法

道州の区割は国が一方的に決めるのではなく、地方自治体と十分協議して決定すべきである。その際、地方議会における議論は当然必要であるが、住民との協議、住民投票の実施など、住民の意見も尊重する方策を検討すべきである。

なお、区割に当たっては、地域の経済圏、地理的・歴史的・文化的一体性などを配慮しな がら検討する必要がある。

(2) 州都の決定方法

州都の位置については、関係自治体において諸般の条件を十分勘案し、協議の上、条例により自主的に定めるべきである。その際、歴史、文化、産業経済、交通の利便性などを十分考慮すべきである。

(今後の検討課題)

1. 道州の区割は国が一方的に決めるのではなく、地方自治体と十分協議して決定すべきである。その際、地方議会における議論は当然必要であるが、住民との協議、住民投票の実施など、住民の意見も尊重する方策を検討すべきである。

Ⅲ 道州の統治機構

1 道州の統治機構

- 道州における統治機構の選択肢としては、現行の地方自治制度を踏ま えれば二元代表制が考えられる。その際、議会の権限の強化を図るべ きである。
- 統治機構のもうひとつの選択肢としては、議院内閣制の導入が考えられる。

(1) 議会の権限を強化した二元代表制の導入

道州における統治機構の制度設計としては、現行の地方自治制度を踏まえれば二元代表制が一つの選択肢として考えられる。道州においては、首長の権限はより強大となることが予想されるので、現行の首長優位の仕組みを改め、議会の権限をより強化することにより議会と首長を適正な均衡と抑制関係に置き、お互いの権限行使をチェックし合う仕組みを検討すべきである。

(2) 議院内閣制の導入

統治機構の別の選択肢としては議院内閣制⁴の導入が考えられる。この場合、首長の下に執政権⁵行使のための合議機関(内閣)が置かれると考えられるが、議員が首長及び合議機関の構成員となるか否か、つまり議員が執政権に参加するか、について検討する必要がある。我が国における現行の議院内閣制と同じく多数党から首長が選ばれ、内閣を組織する制度を導入した場合、政党(会派)は政権獲得に向って政策を競い合うこととなると考えられる。

ただし、国の制度は、国会議員の中から内閣総理大臣を選ぶ仕組みとなっているのに対

⁴ 議院内閣制の要素:①内閣は議会に対して責任を負い、議会の信任をその成立及び存続の要件とする。②議会と内閣の均衡抑制の関係を担保する制度として内閣の総辞職または内閣の議会解散権が存在する。(③内閣の構成員は議会に議席を有することとすることにより両者の共働関係を確保する。)

⁵ 執政権:行政権のうち単なる法律の執行ではなく、道州の基本的な政策を決定する権限。

し、地方自治体の首長の直接公選を定める憲法の規定(第93条第2項)⁶を前提とした場合、 首長の直接公選と議院内閣制をどのように調整するか、その仕組み(例えば、議員の選挙 が事実上首長選出選挙となる仕組みなど)について、海外の事例も参考にしながら、検討す る必要がある。

(3) 統治機構検討の際の留意点

二元代表制においては、現在の制度にも例があるように、首長と議会構成にねじれが生じる可能性があり、議院内閣制においても、首長の公選方法によっては内閣と議会構成にねじれが生じることもあり得る。いずれの統治機構を採用しても、首長と議会の多数意思との乖離が生じることにより道州の政治が混乱し、住民生活に支障を来たすことがないような制度設計が必要である。

以上の統治機構の選択について、法律で一律に決めることとするのか、道州が独自に決 定できるようにするかについても併せて検討すべきである。

なお、以下に述べる道州議会の権限、構成、選挙制度等を議論する際、統治機構をどのように構成するかにより制度設計が変わることに留意する必要がある。

- 1. 統治機構をどのように構成するかにより道州議会の権限、構成、選挙制度等の制度設計が変わることに留意しつつ検討する必要がある。
- 2. 議員の執政権への参加については、二元代表制を前提としても、公選の首長の下に執政権行使のための合議機関(参事会制等)を置き、そこに議員が参加する仕組みの導入などにより可能となると考えられるが、その仕組みについても一つの選択肢として検討する必要がある。

⁶ 憲法第93条第2項 「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、 その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。」

3. 基礎自治体の統治機構については、当該自治体の規模、地域特性等を勘案し、より多彩な制度 選択ができるよう検討する必要がある。

〈参考〉 二元代表制・議院内閣制の長所・短所7

○ 二元代表制の長所・短所

【長 所】

- ① 首長の直接選挙が住民の都道府県政への関心を高めてきた。議員の選挙のみでは住民の関心が低下するおそれがある。
- ② 首長の個人的な理念や着想が政策に大きく反映される二元代表制は、多様な政策実験を生み出し、またそれが他自治体へ波及することを通じて、結果的に地方自治体全体の政策的ダイナミズムをもたらす。時には国の政策をも変えることもある。議院内閣制になるとこのメカニズムが失われる可能性がある。
- ③ 首長の任期が定まっているため、政権が安定する。
- ④ 立法権と行政権の分立が厳格であるため、権力の濫用に対する相互のチェック が働く。

【短 所】

- ① 住民の政治的代表機関を二つもつ二元代表制は、首長と議会がともに拒否権を 行使しあうことにより行政運営が停滞する可能性を孕む。道州制においては、 現在の都道府県政よりも政党対立が激しくなることが予想されるので、この可 能性が増大する。
- ② 首長の任期が定まっているため、政治状況の変化への対応が固定的である。

○ 議院内閣制の長所・短所

【長 所】

- ① 道州の区域が広く、首長の権力が強大となることを考えると、首長選挙がポピュリズム(大衆主義)的になる可能性を排除する必要があり、議院内閣制が好ましい。
- ② わが国のように、長に主として議案提出権を認める二元代表制の下では、議員の役割はどうしても限定的になる。議院内閣制を導入すれば、与党議員は入閣することなどにより首長の政権運営を支えることになるので、議員の役割は全体として増大する。

⁷ 市川喜崇 同志社大学教授、大山礼子 駒沢大学教授の指摘、第 28 次地方制度調査会専門小委員 会資料から作成

③ 中道的な野党との連携が可能なため、複数政党が存続しやすい。

【短 所】

- ① 連立政権になった場合、連立与党間の政策の相違が、首長のリーダーシップを 阻害する可能性がある。
- ② 首長による統治から政党による統治に変わるため、道州の政権政党が国政と異なる場合、党利党略によって国と対立する可能性がある。
- ③ 立法権と行政権の分立が緩やかであるため、権力の濫用を招きやすい。

なお、議院内閣制では、与党と野党の区別が鮮明となるので、政党の支配が強まり、議員個人が独自に行動できる範囲は狭まると言われている。

2 道州議会の権限

- 広範な権限を有する首長と適正な均衡と抑制関係を保つとともに、広域における多様な住民意思を反映しながら政策的なリードを行えるように、政策立案機能・監視機能・住民代表機能等の充実強化が必要である。 さらに、それに相応しい議員の活動基盤を整備する必要がある。
- 道州における立法権 (条例制定権) については、国はナショナルミニマム を確保するという観点から最低限の基準を示すことにするなど最小限の 基本的事項を規定するに留め、道州の自立的立法権の拡大を図る必要が ある。

(1) 道州議会の権限の強化

国からの内政に関する大幅な権限の移譲とともに自主性、自立性の高い税財政制度を構築することにより、真に「地方政府」と呼ぶに相応しい統治機構が誕生する。議会と首長の関係については、現行制度においても予算提案権の専属や専決、再議制度などにより「首長優位型」と言われているが、道州の首長は、現在よりもより広範な内政に関する総合的な権限を有することになる。それに対する議会は、首長と適正な均衡と抑制関係を保つとともに、広域における多様な住民意思を反映しながら政策的なリードを行えるように、政策立案機能・監視機能・住民代表機能等各種機能の充実強化が図られなければならない。さらに、それに相応しい議員の活動基盤を整備する必要がある。

具体的には、議会の自律的招集権や予算提出権、専決処分の見直しなどの権限強化策 を検討すべきであり、併せて監視機能強化のための仕組みを検討すべきである。

現行制度においても、多様な住民意思を反映する議会の重要性は変わらず、地方分権 の推進とともに、より権限を強化するための制度改革が求められる。

(2) 道州における立法権

道州における立法権(条例制定権)については、道州が担う内政に関する事務について国はナショナルミニマムを確保するという観点から最低限の基準を示すことにするなど基本的

事項を規定するに留め、内政に関する国の規制の規律密度を緩めることにより、道州の自立的立法権の拡大を図る必要がある。

(3) 道州議会の附属機関・事務局

法制局、会計検査機関、監査機関、図書館や外部の専門家等による附属機関の設置など議会の機能を強化するための諸機関の設置も条例で定めることができるようにすべきである。

議会を補佐する議会事務局の体制整備も必要であり、議会の自律権を強化する方向で 人事制度についても検討する必要がある。

- 1. 議会の自律的招集権や予算提出権、専決処分の見直しなど具体的な権限強化策を検討すべきであり、あわせて監視機能強化のための具体策を検討すべきである。
- 2. 道州における立法権(条例制定権)については、道州が担う内政に関する事務について国はナショナルミニマムを確保するという観点から最低限の基準を示すなど基本的事項を規定するに留め、内政に関する規制の規律密度を緩めることにより、道州の自立的立法権の拡大を図る必要がある。その際、条例による法令の上書き権(政省令において一律で決められている基準を、地方の実態に即して設定)を認めるとともに、いわゆる立法権の分割・分離(道州の独占的な立法権の設定)についても検討する必要がある。さらに、基礎自治体の条例制定権と道州の条例制定権との調整も課題となる。
- 3. 議会を補佐する議会事務局の体制整備も必要であり、議会の自律権を強化する方向で人事制度についても検討する必要がある。

3 道州議会の構成

○ 道州議会の議員定数・組織については、道州の条例で定めることができることとすべきである。

〇 議員定数・組織の決定方法

道州議会の議員定数や議会内の組織(委員会、附属機関、事務局等)については、国が一律に定めるのではなく、道州の条例で定めることができることとすべきである。その際、道州の規模、道州議会の役割・機能、民意の適切な反映、効率的な審議のあり方などの観点から検討する必要がある。

- 1. 道州議会の議員定数については、道州の条例で定めることができることとすべきである。その際、 道州の規模、道州議会の役割・機能、民意の適切な反映、効率的な審議のあり方などの観点か ら検討する必要がある。
- 2. 基礎自治体の意見を道州行政に反映させるための仕組みづくりとして、基礎自治体の代表者から成る第二院の設置についても検討する必要がある。
- 3. 同様に、国会においても道州の代表が審議に参加し、道州の意見を国政に反映させる仕組みを検討する必要がある。

4 道州議会の選挙制度

- 選挙制度の選択肢としては、① 政党本位の選挙制度である比例代表制、② 地域代表としての性格が強い小選挙区制、中・大選挙区制、
 - ③ 比例代表制と選挙区制の混合、が考えられる。

〇 選挙制度の考え方

道州という広域な区域の住民の代表者をいかに選ぶかという選挙制度のあり方は、重要な課題である。

道州議会の選挙制度は、道州における統治機構(二元代表制とするか、議院内閣制と するか)等によって制度設計が変わってくる。(選挙制度の比較については、次表参照)

選挙制度の選択肢としては、① 政党本位の選挙制度である比例代表制、② 地域代表としての性格が強い小選挙区制、中・大選挙区制、③ 比例代表制と選挙区制の混合、が考えられる。

なお、道州議会議員の選挙制度の検討に併せて、国会議員の選出のあり方についても 検討する必要がある。

(今後の検討課題)

1. 国、地方自治体各議会議員間の兼職禁止の緩和(例えば、地方議会議員が現職のまま国会議員になれる仕組み)についても検討する必要がある。

〈参考〉 選挙制度の比較8

選挙制度	選出方法	メリット	デメリット
小選挙区制	1選挙区から1名選 出する方法 1名を記入(単記)し、 最高得票者が当選す る。	・多数党が出現し、政権が 安定する。 ・2 大政党制を生みやすい。従って政権交代の可能性が高くなる。 ・政権の選択についての国民の意思が明確な形でおる。 ・得票の僅かな差が大きな、 ・得票の僅かな差が大きな、 ・関係をとして現れるの映される。 ・同一政党内での同士討ちがなくなり、政党本位の選挙ができる。	・少数意見が反映されにくく、大政党を過剰に代表させる。 ・死票が多く、民意を正確に反映できない。 ・一党支配の固定化に結びつく可能性がある。 ・区域内の地方的人物が多く選出されやすい。 ・議員の関心が地方的問題に傾く。
中・大選挙区制	1選挙区の定数が 3 ~5名。候補者の中から1人を選ぶ(単記)。 得票順に定数分まで 当選となる。	・準比例代表制とも言われ、有権者の意見が比較的 正確に反映される。 ・少数勢力も議席を獲得し やすい。 ・死票が比較的少ない。 ・小選挙区制に比べて新人 の進出が容易 ・同一政党の中でも選択で きる。	・少数政党も議席を得ることができるので、政党の分立をもたらすおそれがある。 ・同一政党の候補者の同士討ちにより、政党本位の選挙が実施しにくく個人中心になる。 ・選挙区への配慮が優先され国民代表として行動できない。
比例代表制	各政党の得票数に比例した数の議員を選出する方法 (併用性、並立制などさまざまな方法がある)	・民意を正確に反映する。 ・少数勢力も議席を確保できる。 ・死票が少ない。 ・政党本位の選挙になる。	・小党分立を生みやすい。 連合政権が形成される可能性が高く、政局が不安定になりやすい。 ・候補者と有権者の関係が 疎遠になる。 ・計算が複雑である。

⁸ 国立国会図書館作成資料から抜粋

5 道州の行政組織

○ 行政組織について道州が条例により自主的に決定できるようにすべきである。

〇 行政組織の決定方法

行政組織について道州が条例により自主的に決定できるようにすべきである。

また、長の権限を抑制する方途としての多選禁止や、併せて行政委員会制度による執行機関の多元主義のあり方についても検討すべきである。

なお、道州制の導入に伴う国から道州、基礎自治体への権限移譲に伴い、さまざまなシステムの変更や公務員の身分替えが生じることが予想されるが、新たな時代に相応しい行政組織、公務員制度等について検討する必要がある。

- 1. 行政組織について道州が条例により自主的に決定できるようにすべきである。その際、道州における広範多岐な事務を適正に処理するため、副首長を公選とすることや参事会制・理事会制のような合議制の行政執行制度の採用も検討すべきである。
- 2. 長の権限を抑制する方途としての多選禁止や、あわせて行政委員会制度による執行機関の多元 主義のあり方についても検討すべきである。

【おわりに】

道州制検討会は、概ね3年間を目途に検討を行うこととしている。今後は残された課題について検討していくこととするが、その際、学識経験者等にも意見を求めるとともに、各界における検討状況も配慮しつつ、検討を深めていきたいと考えている。検討結果は、随時、役員会等で報告することといたしたい。

別紙

〈道州制検討会の検討経緯〉

第1回 平成19年3月22日(木)

- ・ 総務省 門山審議官から国における道州制論議の現状について報告聴取
- ・ 今後の進め方等について検討

第2回 4月26日(木)

- ・ 山下茂 明治大学大学院ガバナンス研究科教授から意見聴取
- ・論点について協議

第3回 8月20日(月)

・ 各議会事務局の意見を基に作成した検討資料等に基づき、道州制一般について議論

第4回 11月21日(水)

・ 各議会事務局の意見を基に作成した検討資料等に基づき、統治機構を中心に議論

第5回 平成 20 年2月4日(月)(予定)